

陳情 27 - 2 (写)

区立小学校における登下校メール及び保護者等への情報発信を可能とする  
電子メールでの一斉配信システムを区として整備することについての陳情

陳情項目

区立小学校全19校で導入している登下校メールシステム（学校に設置してある端末にカードを接触させることで、登下校の時刻が保護者へメール配信される）を区として整備・運用することについてお願いしたい。

陳情の趣旨

日頃より、台東区の発展と台東区民の安心安全な地域生活を目指して区政伸展に取り組まれておりますことに、深く感謝を申し上げます。

区立小学校では、平成23年から随時、各校PTAが契約者となり、企業協賛型の無償で利用できる登下校メールシステムを導入し、登下校メール及び当該システムを利用して情報の一斉配信を行ってきているところであります。（現在、区内小学校全19校で当該システムを導入）

先の東日本大震災の時には、登下校メールにより児童が学校にいるのか、下校してしまったのかの存否の確認として有効に機能しました。

また、運動会等の学校行事等の当日の開催の有無等の至急の情報伝達や、台風や地震等の緊急時の情報発信は、公式には従来からの電話連絡網若しくは、電話が電子メールに置き換わっただけの連絡網により行われておりますが、保護者の就業の多様化等の生活の変化から、連絡網での情報発信では、即時性や情報の正確性が確保されない状況にあります。

平成26年7月及び10月の台風接近の際には、当該システムの一斉配信メールにより、休校や登校時間の繰り下げ等の情報発信が遅滞なく行われました。

このように、当該システムは、児童及び保護者の安心安全に欠かすことのできないツールとなっております。

今般、当該システムの運営会社から無償利用の中止が言い渡され、平成27年4月以降、当該システムを継続使用するには有償となり、PTAで使用料を負担するには高額であり、当該システムの継続使用が困難な状況に置かれております。

これまで、児童及び保護者の安心安全を守るために、PTAが自主的に当該システムの契約者となり当該システムを活用してきたところでありますが、ボランティア活動であるPTAが、契約内容を十分に精査することには限界があり、権利能力なき社団であるPTAでの契約行為の責任の所在はPTA会長個人となってしまうことなど、大きな負担となってきました。

以上

平成27年1月27日

台東区議会議長

和泉浩司 殿